

■自動車税環境性能割 (県税)

■軽自動車税環境性能割 (市町村税)

この税は、自動車及び軽自動車の燃費性能等に応じて、取得時に課税されるものです。

自動車税環境性能割の40.85%は市町村に交付されます。



自動車及び軽自動車を取得した人。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主。



区分		税率
軽自動車以外の自動車（三輪以上）	自家用	取得価額の 0～3%
	営業用	取得価額の 0～2%
軽自動車（三輪以上）		取得価額の 0～2%

※取得価額には、エアコン・ラジオ等のように自動車と一体になっているものの価額も含まれます。

※新車・中古車問わず対象です。



自動車・軽自動車を取得した人が、運輸支局等に新規登録等の申請の際、自動車税事務所に申告し、自動車税証紙で納めます。なおOSS ※も利用できます。

※OSS（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）とは、自動車を保有するために必要な多くの手続き（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等）をオンラインで一括して行うことができるものです。軽自動車については軽自動車OSSが利用可能です。

詳細・ご利用方法については、自動車保有関係手続きのワンストップサービス・ポータルサイト（URL：<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>）、軽自動車保有関係手続きワンストップサービス（URL：<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html>）をご覧ください。



取得した時の価額が50万円以下のときは、この税金は課税されません。

※無償で自動車・軽自動車をももらった場合や、特別に安くしてもらった場合には、通常の取引価格が取得したときの価額となります。



身体障害者等が所有し使用する自動車や身体障害者等が利用するための特別な構造の自動車について、一定の要件に該当すればこの税金が減免されます。なお、申請の手続きが必要ですので、要件など詳しくは自動車税事務所にお問い合わせください。

※自動車税種別割や軽自動車税種別割の減免の基準と異なるものがあります。

◎環境性能割の税率等について

◆環境性能割の非課税・特例税率等一覧

車種	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	
	税率	税率	税率	税率	
	取得期間 R5.4.1～ R5.12.31	取得期間 R5.4.1～ R5.12.31	取得期間 R6.1.1～	取得期間 R6.1.1～	
①電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税	非課税	非課税	
②プラグインハイブリッド自動車	非課税		非課税		
③天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合車又はH21排出ガス基準Nox10%低減）	非課税	非課税	非課税	非課税	
④ガソリン乗用車 ⑤LPG乗用車 ⑥ディーゼル乗用車（登録車かつR6.1.1～）	【ガソリン乗用車またはLPG乗用車】 H30排出ガス基準50%低減（☆☆☆☆） 又はH17排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆） 【ディーゼル乗用車】 H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準適合				
	自家用	R12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税
		R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成	1%		1%
		R12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成		2%	1%
		R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成	2%	1%	
		R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成		3%	2%
		R12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成	3%	2%	
		営業用	R12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成				
	R12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成			0.5%	0.5%
	R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成		0.5%	0.5%	
	R12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成			1%	1%
	R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成		1%	0.5%	
	R12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成		2%	1%	2%
	上記以外の自家用車		3%	2%	3%
上記以外の営業用車		2%		2%	
⑦ディーゼル乗用車（登録車かつR5.12.31まで）	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準適合				
	自家用	R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税		
	営業用				
	上記以外の自家用車		3%		
上記以外の営業用車		2%			

※新車・中古車は問いません。

※バス、トラックの税率及び上記以外の税率については、お問い合わせください。

※バリアフリー車両の要件を満たす各種バス、タクシー、側方衝突警報装置又は歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車（ASV）で、特定の条件を満たした車両については、一定期間までの取得に限り軽減措置があります。